

成年後見制度の見直しに係る 民法等改正法の周知・広報の在り方

令和8年9月
法務省民事局

- 1 現行制度に関する周知・広報の取組の現状**
- 2 新制度に関する周知・広報の内容**
- 3 新制度に関する周知・広報の方法**

1. 現行制度に関する周知・広報の取組の現状

○ パンフレット・リーフレットの作成・配布

成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレット及び任意後見制度に関するリーフレットを作成し、法務局、各種専門職団体、市区町村、社会福祉協議会、公証役場等に配布した。

・パンフレット

R 4 年度：約 6 6 万部

R 5 年度：約 7 7 万部

R 6 年度：約 6 2 万部

・リーフレット

R 4 年度：約 6 6 万部

R 5 年度：約 7 7 万部

R 6 年度：約 6 2 万部



○パンフレット



○リーフレット

○ 法務省所管の他制度と連携した周知広報

遺言書保管制度と連携し、以下の各種関連団体に対して、成年後見制度の利用促進のための周知広報への協力依頼を実施した。

- ① 日本 F P 協会
- ② 全日本冠婚葬祭互助協会
- ③ 全日本葬祭業協同組合連合会
- ④ 全国宅地建物取引業協会連合会
- ⑤ 全国農業協同組合中央会

1. 現行制度に関する周知・広報の取組の現状

○ インターネット広告の実施

以下の期間において、インターネット広告を実施した。

R 4 年度：令和 4 年 1 1 月から令和 5 年 2 月まで

R 5 年度：令和 6 年 1 月から令和 6 年 2 月まで

R 6 年度：令和 6 年 1 1 月から令和 7 年 2 月まで

R 7 年度：令和 7 年 1 2 月から令和 8 年 3 月まで

※ 検索時にバナー広告や法務省ホームページを上位表示させることで、制度に関心を有する層に対して重点的に情報提供



○インターネット広告バナー

○ 令和 8 年度の実施予定について

- ・成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレット及び任意後見制度に関するリーフレットの配布
- ・成年後見制度に関するインターネット広告の実施

2. 新制度に関する周知・広報の内容

○ 改正法の趣旨・基本理念

成年後見制度を利用する本人の判断能力が不十分であっても、本人の尊厳にふさわしい生活の継続や、本人の権利利益の擁護等を一層図る必要があり、そのためには、本人の自己決定をより尊重することが重要である。

改正法は、このような理念を基本とし、成年後見制度を利用しやすいものとした。

新制度の周知においては、このような改正法の趣旨・基本理念を周知することが考えられる。

(令和8年5月20日参議院法務委員会質疑内容等参照)

2. 新制度に関する周知・広報の内容

○ 改正法の内容 ①

主として以下の点に関し、分かりやすい周知を行う。

- 本人にとって必要な範囲で制度を利用することができるようになること。
- 本人の判断能力が回復していない場合であっても、利用の必要がなくなったときに制度の利用を終了することができるようになること。
- 補助人が不正行為をしていない場合であっても、本人の利益のため特に必要があるときには補助人を解任することができるようになること。
- 家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人を選任しないことができるようになること。

※それぞれの内容については、本ワーキング第1回資料1・資料3－1及び第2回資料1－1に記載している。

2. 新制度に関する周知・広報の内容

○ 改正法の内容 ②

新しい補助の制度の下では、本人の法的課題に応じ、必要な権限を適切に選択して申立てをすることとなる。このため、申立てを行う者において、本人の法的課題を把握し、その課題を解消するために必要な権限を適切に選択する必要があることを、周知する必要がある。

対象者の判断能力	不十分			欠く常況
制度	補助			選択可能
支援者	補助人			特定補助人
審判	補助人に代理権を付与する旨の審判	補助人の同意を要する旨の審判		特定補助人を付する旨の審判
支援の内容	特定の法律行為の代理	法定の重要な財産上の行為のうち 家庭裁判所が定めた特定の行為の取消し		法定の重要な財産行為の 全ての取消し+それ以外の行為のうち家庭裁判所が定めた特定の行為の取消し
従来の補助の仕組み			特定補助の仕組み	

2. 新制度に関する周知・広報の内容

○ 改正法の内容 ③

現行法の下では、家庭裁判所において、保佐・補助の申立書式として代理行為目録が用意されており、申立人が付与を求める代理権を選択する際に用いられている。

施行までの間に裁判所において進められる申立書式の見直しの検討に際して、改正法の趣旨を説明するなどの協力を行い、申立人が必要な権限を適切に選択することに資するための実務上の取組が進められるようにした上で、その検討結果の周知を行うことが考えられる。

2. 新制度に関する周知・広報の内容

○ 改正法の内容 ④

現行法の下では、家庭裁判所において、補助の申立書式として同意行為目録が用意されており、申立人が付与を求める同意権・取消権を選択する際に用いられている。

施行までの間に裁判所において進められる申立書式の見直しの検討に際して、改正法の趣旨を説明するなどの協力を行い、申立人が必要な権限を適切に選択することに資するための実務上の取組が進められるようにした上で、その検討結果の周知を行うことが考えられる。

2. 新制度に関する周知・広報の内容

○ 改正法の内容 ④

同意を要する事項の見直しは以下のとおりであり、分かりやすく周知を行うことが考えられる。

法定の重要な財産行為

補助人の同意を要する旨の審判
：このうち家庭裁判所が定めた特定の行為

特定補助人を付する旨の審判
：これらの全ての行為

- 預貯金の預入又は払戻しの請求 **新設**
例：銀行取引
- 元本の領収又は利用 **既存**
例：金銭の利息付貸付
- 借財又は保証 **既存**
例：債務保証契約の締結
- 重要な役務提供契約の締結 **新設**
例：持ち家のリフォーム
- 重要な財産に関する権利の得喪行為 **既存**
例：本人所有の不動産取引 等
- ※ほかに、訴訟行為、贈与等 **既存**

法定の重要な財産行為以外の行為のうち
家庭裁判所が定めた特定の行為

特定補助のみ

例：短期賃貸借、小規模修繕 等

3. 新制度に関する周知・広報の方法

○ 新制度の内容を法務省ウェブサイトに掲載

法務省ウェブサイトでは、現行の成年後見制度及び成年後見登記制度について、特設ページを設け、制度の概要、Q&A、解説動画、登記申請書の書式等を掲載している。  <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

新制度の施行までの間に、同ページを改修し、新制度の内容を掲載することを予定している。

○ 新制度の内容を記載したポスター・パンフレットの配布

新制度の施行までの間に、新制度の概要、利用者や支援者等から関心の高い事項に関するQ&A等を記載したポスター・パンフレット等を、法務局を通じて自治体宛に配布することを予定している。

○ 各種研修などにおいて新制度の内容を説明

令和8年9月時点で、一部弁護士会や、日本公証人連合会、日本行政書士会連合会からの依頼を受け、講演を実施することを予定している。今後も支援団体や専門職団体等からの依頼等に応じ研修を行っていく予定である。

現状・課題及び論点

現状・課題

- 民法等改正法は、成年後見制度を利用しやすいものとしており、現行制度の利用者のみならず、これから制度を利用する可能性がある国民に広く周知する必要がある。また、本人の支援を行う親族や専門職等にも理解される必要がある。
- 改正法の趣旨を踏まえた適切な運用に向けて、本人やその支援者が、適切に改正法の趣旨を理解する必要がある。

論点

- 広く国民に対して、また、本人やその支援者に対して、効果的な周知・広報の方法として、どのようなものが考えられるか。